



令和7年12月10日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

(公社)沖縄県不動産鑑定士協会と災害時の不動産鑑定評価に関する協定書を締結
～災害発生時における速やかな用地の取得または使用に向けた連携を強化～

内閣府沖縄総合事務局は、公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会と「災害時における沖縄総合事務局開発建設部管内の不動産鑑定評価業務に関する協定書」にかかる締結式を下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 災害協定書締結式について

日 時：令和7年12月17日(水) 14:30～15:00

場 所：沖縄総合事務局 2階災害対策室A、B、C(那覇第2地方合同庁舎)

協定締結機関：
○内閣府 沖縄総合事務局
○公益社団法人 沖縄県不動産鑑定士協会

協定名：「災害時における沖縄総合事務局開発建設部管内の不動産鑑定評価業務に関する協定書」

2. 取材について

・取材をご希望される場合は、12月16日(火)12時までに、別紙にて事前申し込みをお願いします。

3. その他

・当日は、主催者の指示に従うとともに、進行の妨げにならないようご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 用地課

電話：098-866-0031(代表)

用地課長 伊波 永舟(内:4751) 用地課長補佐 松原 ゆりか(内:4752)

ホームページ：<https://www.ogb.go.jp/kaiken/>

(公社)沖縄県不動産鑑定士協会との災害協定について

協定書の目的・内容

- ・近年、気候変動の進行により、短時間強雨の発生頻度が増えるなど水災害が激甚化・頻発化しています。また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が切迫しているとされ、併せて津波による甚大な被害についても懸念されています。
- ・災害発生時の応急復旧工事において用地の取得または使用を要する場合、不動産鑑定評価を活用して土地の価格を算定し、土地所有者等に対して、補償額を説明し承諾を得る必要があります。
- ・あらかじめ不動産鑑定士の確保やその方法にかかる事項を定めた協定(災害協定)を、不動産鑑定士協会と締結し、災害発生時には本協定を適用することで、通常2ヶ月程度の時間を要していた業務発注手続きに要する時間を短縮し、適切な不動産鑑定士に鑑定評価依頼をすることが可能になります。

また、不動産鑑定評価業務を速やかに実施することで、土地価格や借地料の適正かつ迅速な算定が可能となり、応急復旧工事の円滑な遂行に寄与することが期待されます。

災害協定の概要

- ◆ 災害発生時における災害応急対策に関して、緊急的な不動産鑑定業務の実施が必要と認める場合、管内各事務所からの支援要請を受け、本局から(公社)沖縄県不動産鑑定士協会に業務の協力要請及び対応可能な会員の最新情報の提供を依頼。
- ◆ 会員の最新情報をもとに、事務所等が会員を選定し、業務の指示や契約締結等を行う。

【赤字→は、災害発生時の対応】

